

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
分野1 教育の支援													
個別施策1-1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上													
1-1	1	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	児童の総数は減少傾向にあるため、不足が見込まれる他の年齢区分に定員を振り分けるなど、定員の弾力化等により可能な限り既存の施設で対応するようしていく。	一部の私立保育所等からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	B	子ども・子育て支援事業計画において提供区域ごとに設定された確保の内容が量の見込みに達していないと思われる区域については、年齢区分間での定員の振り分けを私立保育所にも依頼するなどして定員の確保を図った。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については、引き続き年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。	
1-1	2	保育・幼稚園課	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	対象の子どもの無償化を行い経済的負担を軽減	B	・法令の規定に従い対象の子どもの無償化の実施ができた。 ・無償化に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、無償化の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	473,999	295,947	-	
1-1	3	保育・幼稚園課	教育・保育施設等の職員配置の充実	基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の職員配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行う。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の職員配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行う。	・保育所等の運営基準条例は、国の基準省令を参考として同基準を設定 ・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し補助金を交付	B	・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し、増員に必要な人件費を補助することができた。	172,466	182,424	-	
1-1	4	保育・幼稚園課	保育士等職員の待遇改善	公定価格に基づく職員待遇改善を図り、公立保育所会計年度任用職員保育士等の賃金を含めた待遇改善に取り組むとともに、民間保育士等については国の方針に基づき実施する。	保育士等	公立保育所等の待遇については、引き続き人事院勧告の動向等を見ながら実施していく。 私立保育所等に対しては、引き続き国の方針に基づき、待遇改善を実施していく。	・公立保育所等の職員については、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員及び若年層を中心に月例給が平均2.60%増額改定となった。 ・私立保育所等においては、国制度による待遇改善等加算Ⅰによる賃金改善、待遇改善等加算Ⅱによる技能・経験に着目した待遇改善、待遇改善等加算Ⅲにより引き続き3%程度引き上げる賃金改善を実施した。	B	・公立保育所等の会計年度任用職員については、人事院勧告に基づき、月例給が増額改定となり、令和6年4月から改定された。 ・私立保育所等に対し、申請のあった待遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて加算額を給付し、実績報告で加算額が保育士等の給与等に反映されていることの確認ができた。	-	-	-	
1-1	5	保育・幼稚園課	幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成	信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成及び資質向上に努める。	保育士等	・信州幼児教育支援センターと連携し、研究成果等の情報共有を行う。また、県幼児教育担当者会議や県保育専門相談会議で事例共有し、保育士の資質向上を図る。	保育士の育成、資質向上を図るため信州幼児教育支援センター、県保育専門相談員会議に出席	B	信州幼児教育支援センター、県保育専門相談員会議に出席し、教育支援センターからいたいたい助言を、保育士の育成、資質向上に活かした。	-	-	-	
1-1	6	保育・幼稚園課	幼児教育アドバイザー(保育指導員)による巡回指導	教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うとともに、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図る。	保育士等	・幼児教育の充実を図るために、市内教育・保育施設等の巡回を行い、課題等を共有し適宜助言を行う。	・公立園は年1回全園を巡回し、個々の課題についてアドバイスを実施 ・私立園は未満児保育を中心に保育環境、衛生環境等について適宜助言等を実施	B	公私立保育所、認定こども園の全園の訪問を実施し、保育環境・衛生環境等について助言ができた。	-	-	-	
1-1	7	保育・幼稚園課、学校教育課	幼保小連携会議	幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、幼児教育から小学校教育へのより円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図る。	幼稚園、保育所等の年長児、小学1年生、保護者	・「自学自習の資質能力」を構成する3つの観点を反映した接続期カリキュラム等を各園・各校に周知する。 ・幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の職員を対象とした研修会を実施する。	・全園・全校で接続期カリキュラムを作成 ・市内7支会ごとに研究協力校、協力園を決め、幼保小接続期ベースカリキュラムに基づき、公開保育・公開授業等を実施 ・9月の幼保小連携会議及び研修会において、市内幼保園及び市立小学校の担当者が参集の上実施	B	幼保小で願う子どもの姿を共有するためのカリキュラム作りと、円滑な接続に向けた研修の場や情報共有を行うことができた。	21	70	各支会による、架け橋期(5歳児4月から小学校1年生3月まで)のカリキュラム作成に向けた研究を支援する。	接続期カリキュラム 年長児後半=アプローチカリキュラム 小学1年生1学期=スタートカリキュラム
個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進													
1-2	8	学校教育課	教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施	教職員のキャリアステージに応じた教育センター研修講座を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。	教職員、児童・生徒	「自らの力量向上を目指す研修」(一般研修)と「教職員のキャリアステージに応じて指定している研修」(指定研修)を行い、教職員の力量向上を図る。	・指定研修 66ユニット(72講座) ・自らの力量向上を目指す研修 41ユニット(46講座) ・受講者合計数 4,066名	B	キャリアステージに応じた指定研修、管理職研修、校務にかかる専門研修を計画通り実施できた。また、自らの力量を目指す研修も、専門性の高い講師を招き実施できた。	15,689	19,453	・新しい研修制度に伴う研修プラットフォームへの参加 ・新しい研修制度に伴う研修講座の構築	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
1-2	9	学校教育課	指導主事による学校訪問支援	授業の改善充実に向け、各校のニーズに応じて、指導主事が学校に直接出向いて研修を実施する。	教職員、児童・生徒	・年度当初から計画的に訪問する「年度当初の学校訪問要請」と年度途中でも学校の実情に応じる「しなのき派遣」申請を受けて、学校訪問を行う。	・学校訪問(指定研修等を含む)175回	B	・対話を中心とした学校訪問を通して、「しなのきプランⅡ」の理解推進、「しなのきFinder」の目的や活用方法の周知に努めた。	0	0	・しなのきプランⅡの一層の理解推進と認知能力と非認知能力を一体的に育めるような具体的な支援等に向けた学校訪問の推進	
1-2	10	学校教育課	ICT機器や学習支援ソフトの効果的な活用	指導主事による端末活用研修会や、教育センター研究委員によるICT活用授業等を実施し、ICTを活用した子どもの学びを推進する。	教職員、児童・生徒	・年度当初の計画による研修及び、各校からの要請による研修を実施。・年度当初の委員会で7教科からなる部会から小・中各1校ずつ公開する委員を決定し実施。	・指導主事による技能研修 32回 ・教育センター研究委員による授業公開 14回	B	指導主事によるICT活用研修を計画的に実施し、研究委員によるICT活用を取り入れた授業公開が実施できた。	0	0	・指導主事やICT支援員による授業支援や使い方支援 ・各校のニーズに応じた民間企業によるICTソフト技能研修	
1-2	11	学校教育課	各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実	子どもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査等の調査結果を踏まえた指導の改善充実に取り組む。	教職員、児童・生徒	・希望する市立小・中学校にアスリートや有資格者を派遣し、「アスリートと楽しむスポーツ教室」として、約120学級でスポーツ教室を実施。 ・各校の体力向上に関する取組や、授業改善を目指して、指導主事が希望する職員研修に参加し、実技研修等を行う「体育授業しなのきモデル普及のための訪問支援」を実施。	・スコア型英語4技能検定(GTEC)の実施 中3 ・「アスリートと楽しむスポーツ教室」6プログラム、のべ165学級で実施 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援 10校で実施	B	・英語科職員を対象に自己の授業の振り返りを行うとともに、4技能バランスよく育むための授業改善を行なうことができた。	13,986	15,871	・年間3回のGTEC活用研修の実施 ・「アスリートと楽しむスポーツ教室」を6プログラム、165学級、約180学級を対象に実施予定 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援11校で実施予定	R6・7予算:GTEC
1-2	12	学校教育課	人権教育・道徳教育の充実	子どもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取り組む。	教職員、児童・生徒	・副読本として「あけぼの」を配備し、補助教材として活用する。 ・市立の全小・中学校を人権同和教育研究指定校として位置付け、指導主事が指導・助言等を行う。	副読本「あけぼの」6訂版 小学校低学年用(5,491冊)、生徒用(115冊)購入・配布 学校人権教育振興補助金ほか 子ども人権教室活動推進ほか	B	計画通り実施できた。	6,734	4,396	－	
1-2	123	学校教育課	【令和6年度新規事業】子どもたちの「自学自習の資質能力」伸張事業	学習意欲ややり抜く力、知的好奇心といった学習能力(自学自習の資質能力)を測るために、信州大学と開発した新たな指標をもとに生活環境や学習能力、学力等との関係性を分析し、学習環境と授業の改善を図る新たなPDCAサイクルを構築する。	児童生徒	対象 小4・5・6年、中1・2・3年 第1回調査5月下旬実施 第2回調査11月上旬実施	・しなのきFinderの実施(年間2回 対象は、小4・5・6年、中1・2・3年	B	・しなのきFinderのレポートを活用して、子ども理解や一人一人に適した環境づくりを推進することことができた。	9,810	9,784	・しなのきFinder活用研修の実施	

個別施策1-3 児童生徒の家庭環境等を踏まえた支援の充実

1-3	13	学校教育課	スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	学校からの要請に基づいたスクールソーシャルワーカーの派遣のほか、各校のスクーリーニング会議にスクールソーシャルワーカーを派遣し、支援を必要とする児童生徒について把握する。	支援対象件数 191件	A	支援対象者に対する適切な支援ができた。	10,860	10,400	活動時間 R6 2,120時間→2,120時間 旅費 R6 20,560km→21,156km	市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 令和6年度 6人 令和7年度 6人
1-3	14	学校教育課	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業)	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	長野県が配置するスクールカウンセラーについて、学校間や県との調整を行う。	－	B	計画通り実施できた。	－	－	－	県実施の事業 県が全中学校区に派遣
1-3	15	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援等を行う、特別支援教育支援員を市立小・中学校に配置する。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	特別支援教育支援員を各校のニーズに応じ、市立小・中学校に配置する。	※年度末現在 ・特別支援教育支援員:141人	B	各校のニーズに応じ、必要な特別支援教育支援員を配置することができた。	184,939	230,715	各校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置	
1-3	16	学校教育課	特別支援教育巡回相談員	臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校への巡回相談を行い、主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行う。	市立小中学校に在学する児童生徒の保護者、教職員	特別支援教育巡回相談員を各校のニーズに応じ、市立小・中学校に配置する。	特別支援教育巡回相談員派遣回数:1,086回	B	各校のニーズに応じ、必要な特別支援教育巡回相談員を派遣することができた。	5,017	5,850	各校のニーズに応じた特別支援教育巡回相談員の派遣	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
1-3	17	学校教育課	幼保小連絡会議、小中連絡会	幼稚園、保育所、認定こども園及び障害児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学等が円滑に行われるよう、情報交換を行う。	市立小中学校に在学する児童生徒、その保護者	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校にて連絡会議や支援会議、園訪問等を実施する。	・幼保小連絡会議を7支会すべてで実施。 ・小中連絡会を随時開催(学校独自で開催) ・特別な支援を必要とする児童生徒については、連絡会議等に加え園訪問、移行支援会議、体験学習等を行った。	B	幼保小で願う子どもの姿を共有するためのカリキュラム作りと、円滑な接続に向けた研修の場や情報発信を行うことができた。	21	70	各支会による、架け橋期(5歳児4月から小学校1年生3月まで)のカリキュラム作成に向けた研究を支援する。	
1-3	18	学校教育課	教育支援委員会	様々な特性のある幼児・児童・生徒に關し、保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施する。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	学校からの要請に応じて、就学相談並びに就学判断を実施する。	学校からの要請に応じて、就学相談:643件(内訳は、来入児206件、小学生393件、中学生44件)	B	一人一人の状況に応じて、就学先判断後についても、一貫した支援を行うことや、学びの場の見直しを引き続き丁寧に行うことを目指す	2,126	2,533		
1-3	19	学校教育課	日本語巡回指導員等の派遣	外国籍等児童生徒への日本語指導の充実を図るため、市内8校に日本語指導教室を設置し、日本語巡回指導員等の派遣を行う。	市立小中学校に在学する外国籍等の児童生徒	日本語巡回指導員等を各校の日本語指導が必要な児童生徒の人数や日本語習得状況に応じて市立小・中学校に派遣する。	日本語指導協力者・巡回指導員派遣時数:6275.5時間	B	日本語指導の充実を図るために、巡回指導員等の派遣を行うことができた。	6,991	8,376	多母語化傾向がある中で、巡回指導員等の適材の確保や十分な指導時間の確保を目指す	
1-3	20	学校教育課	医療的ケア看護職員の配置	医療的ケアが必要な児童生徒の、療養上の世話または診療の補助に從事する医療的ケア看護職員を市立小・中学校に配置する。	児童生徒	医療的ケア看護職員を各校のニーズに応じ、市立小・中学校に配置する。	※年度末現在 ・医療的ケア看護職員:47人	B	各校のニーズに応じ、必要な医療的ケア看護職員を配置することができた。	79,146	109,009	各校のニーズに応じた医療的ケア看護職員の配置	
1-3	123 <再掲>	学校教育課	【令和6年度新規事業】子どもたちの「自学自習の資質能力」伸張事業	学習意欲ややり抜く力、知的好奇心といった学習能力(自学自習の資質能力)を測るために、信州大学と開発した新たな指標とともに生活環境や学習能力、学力等との関係性を分析し、学習環境と授業の改善を図る新たなPDCAサイクルを構築する。	児童生徒	対象 小4・5・6年、中1・2・3年 第1回調査5月下旬実施 第2回調査11月上旬実施	・しなのきFinderの実施(年間2回 対象は、小4・5・6年、中1・2・3年	B	・しなのきFinderのレポートを活用して、子ども理解や一人一人に適した環境づくりを推進することができた。	9,810	9,784	・しなのきFinder活用研修の実施	
1-3	130	文化芸術課	【令和6年度新規事業】ARTS ANGEL TICKET(アーツ・エンジエル・チケット)	KIDS Meets Arts プロジェクトの一環として、さまざまな理由で公演に来ることが難しい子どもたちやその家族に、長野市芸術館主催公演のチケットを無償で提供し、誰もが文化芸術に出会える機会を作る。	子ども、保護者	芸術館と市関係部局とが連携し、児童福祉施設3施設、児童扶養手当受給家庭、生活保護受給家庭に招待状を配布。誰もが文化芸術に出会える機会を作る。	児童福祉施設3施設、児童扶養手当受給家庭、生活保護受給家庭に招待状を配布し、計275枚のチケットの申し込みがあった。	B	ARTS ANGEL TICKET利用のアンケートに回答があった者(29名)の内、97%(28名)から、「また公演に来てみたい」と回答があり、目的である子供たちの文化芸術に触れる機会の創出に寄与できたといえる。	-	-	継続実施	本事業は、一般財団法人長野市文化芸術振興財団が独自に実施している活動で、芸術館協賛パートナーから頂いた協賛金を活用し、実施しているため、市の予算負担はありません。
個別施策1－4 地域等と連携した学習支援の充実													
1-4	21	学校教育課	キャリア教育の推進	産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会を開催するなど発達段階に応じたキャリア教育の向上を図る。	児童生徒	6月、1月、2月に実施。 推進校の取組をもとに、本市のキャリア教育の在り方について検討する。	キャリア教育支援懇談会 年3回開催	B	キャリア教育支援懇談会を3回開催し、学校と地域の事業所が連携して、キャリア教育を推進する体制づくりを支援した。	77	105	各校でのキャリア教育推進と取組への共有	
1-4	22	生活支援課	生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世代含む))	69人 (内訳) 施設型 4人 派遣型 小～中2 29人 中学3生 19人 高校生 17人	38世帯53人(小学生24人、中学生16人、高校生13人) 施設型 5世帯5人 派遣型 35世帯48人 (1世帯は施設・派遣を重複利用)	B	少子化により対象者が減少する中、ケースワーカーの働きかけなどにより、前年度並みの利用者があった。利用者アンケートの回答においても8割以上が「満足」と好評であり、今後も利用率向上に努める。	4,055	5,590	-	生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWなどの連携により実施
1-4	23	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。	児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生	ひとり親家庭の児童に対し、学習支援等を行うことで、児童の生活向上を図る。 ・受講者数の指標(基準値)100人	新規申込み 68人(小学生19人、中学生49人) 継続 19人(小学生4人、中学生15人) 計87人(小学生23人、中学生64人)	B	前年度実績(100人)からは1割程度減少したが、市内14か所で開設し概ね計画どおりに実施できた。	9,529	15,222	-	継続児童については、フォローアップ支援を行う。

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考	
1-4	24	こども政策課、生活環境課	こども食堂への支援	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。	こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者	<p>【こども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで円滑な使用が可能となるよう協力し、こども食堂の運営を支援する。 ・NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂等へ提供する。 <p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市では長野市一般廃棄物処理基本計画の中に、長野市食品ロス削減計画推進計画を位置付けている。食品ロスを削減するため、「フードドライブ」を開催するNPO等へ共催している。 	<p>【こども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施に係る名義後援 2件 【生活環境課】 ・実施に係る名義後援 3件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分) 486個人・企業等、11,593個、1,886kg(食品・子ども用品) 	A	<p>【こども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での開催を計画する子ども食堂を市が後援することで、こども食堂の運営に係る負担を軽減できるよう支援している。 	0	0	-	【こども政策課】	フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもフェアプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供
1-4	25	こども政策課	拠点となる子どもの居場所整備事業	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。	拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 ・令和6年度より新たな支援事業として、常設の居場所を運営する事業者などに対し、補助金の交付、講座の開催、相談対応などの支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる居場所事業を実施している1団体が対象であるが、R6年度は民間団体の助成金を受給したため、市の補助金は交付せず、相談対応などの伴走支援を行った。 ・令和6年度より新たな支援事業として、常設の居場所を運営する事業者などに対し、補助金の交付、講座の開催、相談対応などの支援実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む団体は、活動が昨年度の週1回から週3~4回に増え、拠点となる居場所の役割を担っている。 ・補助金を3団体に交付し、子どもの居場所の安定的な運営を支援している。 	0	0	-	拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む団体への市の補助対象期間はR6年度までのため、今後は相談に対するアドバイスなど伴走支援を行っていく予定	

分野2 生活の安定に資するための支援

個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

2-1	26	こども総合支援センター	こども総合支援センター「あのえっと」	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	子どもに関するあらゆる相談に電話、メール、面談で対応する。また、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも教育委員会と連携し対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 963件(電話、面談等) ・児童生徒タブレット相談フォームの相談件数 133件 	B	電話、メール、面談による相談対応のほか、教育委員会と連携し、児童生徒のタブレット端末の相談フォームからの相談にも対応した。	11,114	16,051	長野市LINE公式アカウントでのLINE相談の実施(5/15~)	-
2-1	27	こども総合支援センター	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	保健センター、地域子育て支援センターなどの相談支援機関にタブレット端末を配備し、離れた場所からもリモートで相談できる体制を整備しワンストップで相談に応じる。	タブレット端末配備数 32台(29か所)	B	配備場所の見直しにより、リモートによる相談が実施された(相談実績1件、昨年度なし)。	-	-	-	-
2-1	28	こども政策課	チャットボットによる相談対応	SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。	妊娠婦、子ども、保護者	チャットボットの活用により、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制とし、子どもや保護者の利便性向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市LINE公式アカウント登録者数27,747人(R7.4.1現在) ・新規事業への対応や不具合などの改善を行った。 	A	LINE公式アカウント登録者数が対前年度比で4,500人以上増加している。	0	0	-	必要に応じてチャットボットの機能改善を図っていく。
2-1	29	保健所健康課	子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)	妊娠婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を推進する。	妊娠婦、子ども、保護者	妊娠婦及び乳幼児の母子保健に関する実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ながの版ネウボラ設置9か所(保健センター8※、本庁1)※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 4,430件 本庁健康課窓口 相談 594件 申請 1,268件 	B	母子保健コーディネーター1人が6ヶ月間不在であったため、母子保健コーディネーターの相談対応件数は減少したが、代わりに地区担当保健師が必要な支援を行つた。	49,959	60,570	-	-
2-1	30	保健所健康課	妊娠届出書提出時の母子保健コーディネーターによる面談	妊娠婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるよう、保健センター等での妊娠届出書の提出時に、主に母子保健コーディネーターが直接面談し、母子保健サービスについて説明する。	妊娠婦	母子保健コーディネーターを中心に、地区担当保健師と連携しながら妊娠との全面面談を行う。	妊娠届受理時の母子健康手帳交付件数(双胎児、紛失等による交付を除く) 2,058件	B	地区担当保健師と協力し、全面面談ができる。	49,959	60,570	-	R4年9月から、妊娠届の受付を保健センター、健康課、本庁に限定し、母子保健コーディネーターまたは保健師が全妊婦との面談を実施

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-1	31	保健所健康課	妊婦一般健康診査	全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊婦の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認する。また、多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の健診に追加して5回までの健診費用を補助する。	妊婦	妊娠届出時に妊婦健診受診券を交付し、健診料を公費負担する。	妊婦健康診査 受診者数 2,067人 受診率 98.9%	B	受診率を維持できている。	240,749	252,555	—	
2-1	32	保健所健康課	産婦健康診査	出産後間もない産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等)を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図る。	子ども、母親	妊娠届出時に産婦健診受診券を2回分(産後2週間及び1か月)交付し、健診料を公費負担する。	産婦健康診査 延べ受診者数 3,945人 受診率 91.5%	B	健診結果により関係機関と連携を図り、効果的な支援に結び付けられている。	20,665	20,331	—	
2-1	33	保健所健康課	産後ケア事業	医療機関または助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助する。	育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児	契約先の医療機関または助産所において母体の管理や育児指導等を受ける際、サービス料の概ね7割相当を現物給付する。	・宿泊型 利用者数176人 利用日数608日 ・通所型 利用者数1,057人 利用日数2,597日 ・訪問型 利用者数51人 利用日数99日	A	令和5年10月から宿泊型(基本分)の全利用者及び非課税世帯を対象とした利用者負担額の軽減措置並びに訪問型を実施し、利用者が増加した。	27,211	32,667	—	
2-1	34	保健所健康課	乳児家庭全戸訪問事業(はじめまして赤ちゃん事業)	生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言する。	子ども、保護者	保健師又は助産師が対象家庭を訪問し、親子に必要な保健指導等を実施する。また身体計測等を通じて、児の発育・栄養等育児上必要な事項について助言する。	新生児訪問 延べ件数 2,255件 実件数 2,035件 内、電話件数55件	A	子育て応援ギフトの申請の必須要件となつたため、実施率が向上した。	6,691	8,425	—	
2-1	35	保健所健康課	乳幼児健康診査	子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施する。	子ども、保護者	集団による内科診察、問診、身体計測、保健相談、歯科相談、栄養相談等を行う。	健診名 受診者数 受診率 4か月児健診 2,132人 96.7% 1.6か月児健診 2,320人 96.1% 3歳児健診 2,353人 95.4%	B	ほぼ変わらない受診率を維持できている。	58,503	74,717	—	
2-1	36	保健所健康課	乳幼児健康教室	乳幼児の発達の節目のあたる時期に、子どもの発育・発達の状況を保護者と一緒に確認し、日常の育児に関する相談支援を行う。	子ども、保護者	身体計測、問診、保健相談、栄養相談、保健師講話など実施する。	7~8か月児健康教室 実施回数: 107回 参加人数:1,907人 2歳児健康教室 実施回数:111回 参加人数:1,853人	B	2歳児健康教室は、コロナが収束し「集団実施・事前通知なし」の形に戻したため、受診率が低下したが、電話での様子確認を行う等、必要な支援を行っている。	12,381	12,829	—	
2-1	37	保健所健康課	妊娠婦・乳幼児健康相談	妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児にすることについて、保健師が相談に応じる。	子ども、保護者	保健センターで年間予定を事前にお知らせし、予約不要での相談に応じる。	相談件数 4,856件 (妊娠婦に関すること:607件 乳幼児に関すること:4,239件 その他:10件)	B	出生数は減少しているが、相談対応件数は増加した。	12,381	12,829	—	
2-1	38	保健所健康課	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等、保護者、妊娠婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や家事支援等へ繋げる。	養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊娠婦	保健師又は助産師を対象家庭に派遣し、必要な保健指導等を実施する。また、必要に応じ関係支援機関との連絡調整を行い、継続的にフォローアップしていく。	【健康課】 要支援家庭に対する支援実施率 100%	B	要支援家庭に支援を実施できている。	1,091	1,237	—	
2-1	39	保育・幼稚園課	子育てコンシェルジュ	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行う。	子ども、保護者	こども広場2箇所に子育てコンシェルジュを配置し、身近な相談場所として継続する。	こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計3,404件 (じゅん・けん・ぱん2,295件、このゆびとまれ1,109件)	B	相談者のニーズに沿った助言や関係機関へつなぐことができた。	—	—	—	
2-1	40	保育・幼稚園課	地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。)	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	子ども、保護者	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、子育て親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	・利用者数(延べ人数) こども広場64,847人 地域子育て支援センター44,792人 おひさま広場18,261人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,190件 子育て支援センター2,097件 おひさま広場2,446件	B	講座やイベントを行い、親子の交流の場を提供できた。また、身近な場所で子育て相談に応じることができた。	203,688	267,387	—	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-1	41	こども総合支援センター	親子関係スキルアップ事業	子どもの行動の理解の仕方を学び、前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレンツ・トレーニングの手法による講座を実施する。	子育てに難しさを感じる保護者	専門講師によるペアレントトレーニング講座(1コース4回シリーズ/定員20名)として、3コース実施 受講人数 34人 延べ112人	4回シリーズを1コース(定員20名)として、3コース実施 受講人数 34人 延べ112人	B	ペアレントトレーニング講師による講話のほか、グループワークにより各自の振り返りを毎回行つた。	199	262	-	
2-1	42	子育て家庭福祉課	こども家庭センター	子育て家庭福祉課をこども家庭センターに位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。	子どもとその家庭や妊産婦等	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う。	家庭児童相談件数 5,531件	B	こども家庭センターに専門職員を配置し、妊娠期から保健センターとの連携を図り、児童相談を実施し、児童虐待対応を図ることができた。	12,501	14,437	-	
2-1	128	保育・幼稚園課	【令和6年度新規事業】保育所等使用済みおむつ処分事業	保育所等における使用済みおむつの自園処理について、市内すべての保護者に対して一律におむつ持ち帰りに関する負担感の軽減を図るために、公立園において自園処理、私立保育所等に対し処分費の補助を行う。	子ども、保護者、保育士	保護者や保育士の負担軽減を図るため、おむつの自園処理を推進し、私立保育所等の処分費に対する補助金交付を円滑に行う。	補助対象の私立保育所等80施設の内、69施設に対し補助金を交付(内訳) ・保育所等 33施設 ・認定こども園 24施設 ・幼稚園 12施設 公立園においては全施設で自園処理を実施	B	処分費の補助を開始したことで、私立保育所等においてはほぼ全園で自園処理が開始され、保護者や保育士の負担軽減につながつた。	8,054	8,660	保護者や保育士の負担軽減を図るため、引き続き事業を継続する。	

個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

2-2	43	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぽ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぽ長野市)に相談があつた生活困窮世帯	若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携のため、関係機関による若者自立支援ネットワーク会議を開催する。	延べ相談件数 18,758件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。 生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	37,629	45,207	-	長野市社会福祉協議会への委託
2-2	44	生活支援課	生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブつながの」)	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施する。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等	長野労働局のほか、商工会議所や商工会等を通じて、本奨励金事業を周知するとともに、国の両立支援の動向を見据えながら、事業内容の見直しを検討していく。	支援対象者数:180人 就職者数:124人	B	支援対象者数、就職者数とも、当初目標を達成した。引き続き関係機関と連携し、就労支援を行う。	-	-	-	-
2-2	45	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭の相談者に寄り添った相談支援を行い、相談内容に応じて関係機関等へ繋ぐなどにより、相談者の悩み事の解決を図る。 ・解決率100%	相談指導実績 延べ1,369件 解決率99.2%	B	前年度実績(延べ1,580件)からは減少したが、本庁及び篠ノ井分室に母子・父子自立支援員を1名ずつ配置し、ひとり親家庭の相談者に寄り添った相談支援ができる。	3,469	3,959	-	
2-2	46	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。	ひとり親家庭の親及び児童	貸し付けがひとり親家庭の自立更生に対し真に有効、かつ、無用な借財の圧迫を引き起こすことのない金額の妥当性等を精査の上、貸付けの適否を行う。	6,508千円(14件)の貸付を行った 【内訳】備考のとおり	B	おもに進学を希望する対象家庭に修学資金や就学支度資金の貸付を行なったことで、経済的な不安や負担を軽減し就学につなげもらうことができた。	6,508	12,692	-	○新規7件 計3,319千円 修学資金5件(2,544千円) 就学支度資金2件(775千円) ○継続7件 計3,189千円 修学資金7件(3,189千円)
2-2	47	子育て家庭福祉課・人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	困難な問題を抱える女性等に対して支援を行うため、3名の女性相談支援員を配置し、相談を実施 男女共同参画センターにおいて、電話や面接による女性のための相談を実施 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 2,136件 男女共同参画センター 429件	B	令和6年度より女性相談支援員1名増員し、相談に対し面接・電話相談に適宜対応し、緊急対応が必要なケースについても相談者の安全を確保した対応ができた。	10,292	13,451	-	
2-2	48	子育て家庭福祉課	母子生活支援施設	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。	配偶者の内女子等で、支援を要する母子	支援を要する母子を保護するとともに、生活を支援することにより自立の促進を図る。	入所世帯数 3世帯 (支援児童数 9人)	B	保護を必要とする母子家庭に対して入所措置を実施するとともに、施設とも定期的に情報共有し、母子世帯の自立支援を行った。	56,855	41,081	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考	
2-2	1 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	児童の総数は減少傾向にあるため、不足が見込まれる他の年齢区分に定員を振り分けるなど、定員の弾力化等により可能な限り既存の施設で対応するようしていく。	一部の私立保育所等からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	B	子ども・子育て支援事業計画において提供区域ごとに設定された確保の内容が量の見込みに達していないと思われる区域については、年齢区分間での定員の振り分けを私立保育所にも依頼するなどして定員の確保を図った。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については、引き続き年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。		
2-2	49	保育・幼稚園課	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	ひとり親家庭の親及び児童	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施	B	・利用調整基準によりひとり親家庭の点数を加点し、希望する保育所等の利用が決定した。	-	-	-		
2-2	50	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	児童館・児童センターと小学校内施設(子どもプラザ)等を活用して、放課後等の小学生の安全で安心な居場所を確保する。	登録児童数 8,744人(R6.5.1現在) 登録率 50.2%(R6.5.1現在) 延べ利用登録 96,580人(R6年度通年)	B	放課後子ども総合プラン事業の利用登録児童数は年々増加傾向にあるが、待機児童なしで実施できている。	1,262,155	1,680,536	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算	
2-2	51	保育・幼稚園課	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する。	保護者、子ども	ファミリー・サポート・センター事業について会員募集を行っているが、会員の高齢化と会員数減少が進んでいる。周知等を行い、会員確保に努めていく。	・会員数 1,652人 ・活動件数 1,959件 ・R6入会説明会 定期開催 16回 128人 随時開催 31回 31人(うち1回1名は訪問開催)	B	比較的年齢層の若い依頼会員に声掛けを行い、両方会員の増加を図った。	8,548	11,133	-		
2-2	52	子育て家庭福祉課	ショートステイ事業	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。	保護者、子ども	保護者の状況により、家庭において児童を養育することが一時に困難になった場合、申請に基づいて利用調整を図る。	利用日数 698日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	B	保護者の希望に基づいて、適宜利用調整を行い、特に育児疲れを理由に利用するケースについては、育児負担の軽減を図ることができた。	1,510	1,978	-		
2-2	53	子育て家庭福祉課	トワイライトステイ事業	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時に預かり、養育する。	保護者、子ども	保護者の状況により、家庭において児童を養育することが一時に困難になった場合、申請に基づいて利用調整を図る。	利用日数 698日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	B	保護者の希望に基づいて、適宜利用調整を行い、保護者が仕事等で一時に養育が困難な状況において、児童の一時預かりを行い、必要な保護を行うことができた。	1,510	1,978	-		
2-2	54	保健所健康課	要支援母子栄養食品支給事業	生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付する。	生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児(乳児については体重制限あり)	妊産婦には申請の翌月から出産後4か月間、乳児は生後4か月目から9か月間、規定量を支給する。	支給人数 妊産婦 24人 乳児 4人 支給月数 スキムミルク 48か月 粉ミルク 44か月	B	必要な世帯に給付できている。	236	271	-		
2-2	55	住宅課	市営住宅入居者募集の優先区分	中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対して市営住宅の優先入居申込資格を与える。	中学校卒業前の子どもがいる世帯	需要に応じて、昨年度の実績と同等かそれ以上の募集を行う。	募集住戸 市営住宅 13戸(年8回募集) 特別市営住宅(栗田・今井)0戸	B	令和6年度の特別市営住宅の募集戸数は2戸であり、実績が0戸になることはやむを得ない。 ただし、市営住宅では13戸の事業実績となっており、実績数量としては前年度よりも微増しているため、判定をBとしたい。	0	0	-		

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考	
2-2	56	保育・幼稚園課、生活環境課	リユース品の提供・交換	使用しなくなった子ども用の衣類、育児用品などを受け入れ、希望者に対して提供する。	子育て中の保護者	【こども広場】市内のこども広場2か所でリユースコーナー等を設置し、利用者が随時提供・利用できるよう、引き続き取り組みを行う。 【リサイクルプラザ】おさがり交換会年4回実施予定	【こども広場】篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」「ゆずりあいBOX」を常設「ゆずりあいday」を10月に開催参加実績 66組 もんぜんぱら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」リユースマーケットを毎月月末1週間開催【リサイクルプラザ】おさがり交換会R6年度実績11,239品…交換、有料、無料で提供した数(ちなみに持ち込まれたのは通常の受入れを含め11,671品)	B	「このゆびとまれ」利用者が随時提供・利用できるよう、館内にゆずりあいBOXを設置した。また、10月にゆずりあいdaysを実施し、多くの参加があった。 「じゃん・けん・ぽん」館内にリユースコーナーを設置し、期間中に多くの利用者が随時提供・利用している。 【リサイクルプラザ】前年度比若干の増加となったが同程度であると言えるため。	—	—	—	引き続き取り組みを行っていく。	

個別施策2-3 配慮を要する子どもの生活支援の充実

2-3	57	子育て家庭福祉課	子ども・若者ケア ラー支援	子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげる。	家事や家族の世話などを日常的に行う子どもやその世帯、支援関係者・関係機関	関係機関の周知啓発を進め、ヤングケアラー窓口への相談につなげ、ニーズに応じてサービスの提供を行う。	相談・支援窓口の設置(コーディネーター2名配置) 広告・啓発活動(パンフレット作成等) 相談件数 34件	B	ヤングケアラーコーディネーターが相談を受け、関係機関との連携、子育て世帯訪問支援事業の導入を行い、児童のケア負担軽減を図ることができた。	7,552	10,353	—	
2-3	58	学校教育課	教育支援センター(中間教室)	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒に対し、基本的生活習慣の改善等の相談・支援を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて個々の状態に応じた支援を行う。	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒	新たに開設する教育支援センターSaSaLANDと連携した運営を行う。	7か所 利用児童生徒数129名(小学生49名、中学生80名)	A	新たに開設したSaSaLANDと連携した受け入れ態勢をつくることができた。	36,381	41,853	教育支援センター機能拡張として不登校児童生徒アウトリーチ支援事業と連携していく。	令和6年度は教育支援センターSaSaLAND開所
2-3	59	学校教育課	フリースクール等民間団体との連携・協働	民間団体・企業・NPO法人等と連携・協働し、不登校児童生徒の社会的自立を図る。	不登校状態にある児童生徒	行政主導による情報交換会からの転換を図る。	不登校児童生徒に係る情報交換会実施 フリースクールや親の会から実行委員を募り、「長野地域多様な学びフォーラム」を開催した。	A	長野地域多様な学びフォーラム実行委員会の委員を集め、民間と行政との共同の流れを生み出した。	0	200	長野地域多様な学びフォーラム実行委員会を正式に立ち上げ、民間と行政とが共同して事業を実施する。	実行委員 4人
2-3	60	障害福祉課	児童発達支援	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	障害児	当該支援を必要とする障害児に対して過不足なくサービスを提供する。	利用者数 303人	B	支援を必要とする児童に対して適切にサービスを提供することができたため。(前年度利用者数:266人)	537,358	2,308,293	—	予算額については下記項目合算 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
2-3	61	障害福祉課	医療型児童発達支援	肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行う。	障害児	—	—	—	—	610	—	—	本事業についてR6からは児童発達支援に含まれる(決算見込額はR6年3月利用分)
2-3	62	障害福祉課	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行う。	障害児	当該支援を必要とする障害児に対して過不足なくサービスを提供する。	利用者数 1,507人	B	支援を必要とする児童に対して適切にサービスを提供することができたため。(前年度利用者数:1,485人)	1,351,378	—	—	予算額については児童発達支援欄に合算掲載
2-3	63	障害福祉課	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	障害児	当該支援を必要とする障害児に対して過不足なくサービスを提供する。	利用者数 40人	B	支援を必要とする児童に対して適切にサービスを提供することができたため。(前年度利用者数:29人)	11,642	—	—	予算額については児童発達支援欄に合算掲載
2-3	64	障害福祉課	障害児相談支援事業・計画相談支援	指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図る。	障害児やその家族	当該支援を必要とする障害児及びその家族に対して過不足なくサービスを提供する。	利用者数 367人	B	支援を必要とする児童に対して適切にサービスを提供することができたため。(前年度利用者数:326人)	85,625	—	—	予算額については児童発達支援欄に合算掲載

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-3	65	障害福祉課	障害児自立サポート事業	障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減する。	障害児	在宅障害児の生活の自立を支援、及びその保護者の介護に係る負担軽減を図る。	実利用者数 686人	B	支援を必要とする児童に対して適切にサービスを提供することができたため。	18,280	21,100	-	
2-3	66	子育て家庭福祉課	社会的養護出身の若者自立支援	長野県社会福祉協議会等と連携して、児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者の住居確保や就労等の支援を推進する。	児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者	県の事業のため、市が直接行っているものはないが、県から要請があれば、積極的に協力していく	-	B	県の事業のため、市が直接行っているものはないが、県から要請があれば、積極的に協力していく。	-	-	-	県実施の事業 県が全中学校区に派遣
2-3	67	子育て家庭福祉課	里親委託事業	新たな里親の開拓に向け県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進める。	里親、子ども	長野市里親会と連携し、連絡調整、必要な事務を行う	長野市里親会の会員数(里親) 37世帯	B	長野市里親会事務局として、会員と連携し、連絡調整、必要な事務を実施することができた。	10	10	-	
2-3	68	子育て家庭福祉課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	要保護・要支援児童、特定妊婦	児童虐待防止のため、代表者会議年1回、実務担当者会議年36回、個別ケース検討会の開催を適宜行う	代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 36回 個別ケース検討会議開催回数 543回	B	児童虐待防止を目的として、個別ケース会議を適宜開催し、関係機関との情報共有、対応方針の検討を図ることができた。	-	-	-	
2-3	47 <再掲>	子育て家庭福祉課・人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	困難な問題を抱える女性等に対して支援を行うため、3名の女性相談支援員を配置し、相談を実施 男女共同参画センターにおいて、電話や面接による女性のための相談を実施 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 2,136件 男女共同参画センター 429件	B	令和6年度より女性相談員1名増員し、相談に対し面接・電話相談に適宜対応し、緊急対応が必要なケースについても相談者の安全を確保した対応ができた。	10,292	13,451	-	
2-3	48 <再掲>	子育て家庭福祉課	母子生活支援施設	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向かう支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。	配偶者の内女子等で、支援を要する母子	支援を要する母子を保護するとともに、生活を支援することにより自立の促進を図る。	入所世帯数 3世帯 (支援児童数 9人)	B	保護を必要とする母子家庭に対して入所措置を実施するとともに、施設とも定期的に情報共有し、母子世帯の自立支援を行った。	56,855	41,081	-	
2-3	22 <再掲>	生活支援課	生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世代含む))	69人 (内訳) 施設型 4人 派遣型 小～中2 29人 中学3生 19人 高校生 17人	38世帯53人(小学生24人、中学生16人、高校生13人) 施設型 5世帯5人 派遣型 35世帯48人 (1世帯は施設・派遣を重複利用)	B	少子化により対象者が減少する中、ケースワーカーの働きかけなどにより、前年度並みの利用者があった。利用者アンケートの回答においても8割以上が「満足」と好評であり、今後も利用率向上に努める。	4,055	5,590	-	生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWなどの連携により実施
2-3	23 <再掲>	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。	児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生	ひとり親家庭の児童に対し、学習支援等を行うことで、児童の生活の向上を図る。 ・受講者数の指標(基準値)100人	新規申込み 68人(小学生19人、中学生49人) 継続 19人(小学生4人、中学生15人) 計87人(小学生23人、中学生64人)	B	前年度実績(100人)からは1割程度減少したが、市内14か所で開設し概ね計画どおりに実施できた。	9,529	15,222	-	継続児童については、フォローアップ支援を行う。
2-3	13 <再掲>	学校教育課	スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	学校からの要請に基づいたスクールソーシャルワーカーの派遣のほか、各校のスクーリング会議にスクールソーシャルワーカーを派遣し、支援を必要とする児童生徒について把握する。	支援対象件数 191件	A	支援対象者に対する適切な支援ができた。	10,860	10,400	活動時間 R6 2,120時間→2,120時間 旅費 R6 20,560km→21,156km	市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 令和6年度 6人 令和7年度 6人
2-3	14 <再掲>	学校教育課	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業)	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	長野県が配置するスクールカウンセラーについて、学校間や県との調整を行う。	-	B	計画通り実施できた。	-	-	-	県実施の事業 県が全中学校区に派遣

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-3	24 <再掲>	こども政策課、生活環境課	こども食堂への支援	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。	こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者	【こども政策課】 ・公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで円滑な使用が可能となるよう協力し、こども食堂の運営を支援する。 ・NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂等へ提供する。 【生活環境課】 長野市では長野市一般廃棄物処理基本計画の中に、長野市食品ロス削減計画推進計画を位置付けている。食品ロスを削減するため、「フードドライブ」を開催するNPO等へ共催している。	【こども政策課】 ・実施に係る名義後援 2件 【生活環境課】 ・実施に係る名義後援 3件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分) 486個人・企業等、11,593個、1,886kg(食品・子ども用品)	A	【こども政策課】 公共施設での開催を計画する子ども食堂を市が後援することで、こども食堂の運営に係る負担を軽減できるよう支援している。	0	0	-	【こども政策課】 フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供
2-3	25 <再掲>	こども政策課	拠点となる子どもの居場所整備事業	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。	拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者	・民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 ・令和6年度より新たな支援事業として、常設の居場所を運営する事業者などに対し、補助金の交付、講座の開催、相談対応などの支援を実施する。	・拠点となる居場所事業を実施している1団体が対象であるが、R6年度は民間団体の助成金を受給したため、市の補助金は交付せず、相談対応などの伴走支援を行った。 ・令和6年度より新たな支援事業として、常設の居場所を運営する事業者などに対し、補助金の交付、講座の開催、相談対応などの支援を実施 講座受講団体 21団体 補助金受給団体 3団体	A	・拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む団体は、活動が昨年度の週1回から週3~4回に増え、拠点となる居場所の役割を担っている。 ・補助金を3団体に交付し、子どもの居場所の安定的な運営を支援している。	2,273	7,658	-	拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む団体への市の補助対象期間はR6年度までのため、今後は相談に対するアドバイスなど伴走支援を行っていく予定
2-3	69	福祉政策課	「生理の貧困」問題への対応	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民	—	寄付がなかったため未実施	—	—	0	0	-	
2-3	50 <再掲>	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	児童館・児童センターと小学校内施設(子どもプラザ)等を活用して、放課後等の小学生の安全で安心な居場所を確保する。	登録児童数 8,744人(R6.5.1現在) 登録率 50.2%(R6.5.1現在) 延べ利用登録 96,580人(R6年度通年)	B	放課後子ども総合プラン事業の利用登録児童数は年々増加傾向にあるが、待機児童なしで実施できている。	1,262,155	#####	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算
2-3	70	スポーツ課、文化財課、博物館	子どもの多様な体験の機会の提供	家庭環境に左右されずに子どもが多様な体験の機会を持てるよう、市民プールや松代藩文化施設、博物館等の毎週土曜日等の小中学生の利用料や入館料を無料にする。	児童生徒	【文化財課・博物館】松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入館料を無料にする。	【スポーツ課】市民プールは毎週土曜日等の小中学生の利用料を引き続き無料とした。 【文化財課・博物館】松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入館料を無料にした。	B	【スポーツ課】 令和5年度に引き続き、毎週土曜日及び開場日、開場日、スポーツの日における小中学生の利用料を無料としたことで、多くの子どもにスポーツを体験する機会を提供できた。 【文化財課・博物館】 博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入館料を無料にしたため。	-	-	【スポーツ課】 引き続き、市民プールについて、毎週土曜日等の小中学生の利用料を無料とする。 【文化財課・博物館】 引き続き、松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入館料を無料にする。	
2-3	71	家庭・地域学びの課	子どもわくわく体験事業補助金	地域での子どもの体験活動の機会が増えるよう支援することを目的として、子どもの体験活動を内容とする事業に対して、その経費の一部を補助する。	乳幼児、児童生徒	青少年育成を目的にしている市内団体に対し、事業活動の補助金を交付することにより、健全育成の側面から推進をお願いするもの。 住民自治協議会への訪問を通じ、事業補助金の周知を図る。	補助実績数 59件	B	令和5年度の交付実績(68件、2,168,000円)とほぼ同程度の実績であった。しかし、補助金を利用する地区が偏っており、周知が不十分なところもある。引き続き、未利用の地区への住自協訪問を行い、周知することや地区的状況を把握することに努める。	1,951	3,000	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-3	72	家庭・地域学びの課	親子学級	市立公民館・交流センターにおいて、親子の学びをテーマにした親子学級を実施して親子で学べる場の充実を図り、基本的な生活習慣を培う場である家庭の教育力の向上を図る。	乳幼児、児童(小学生)	「家庭の学び講座」は、対象者を「親子」と限定すると、早月齢での就園や中山間地区の人口減少等により、事業実施が不可能な地域が生じてくる。 そのため、対象を「親子」に限定せず、「世代間交流事業」にまで拡大し、対象年齢を問わないものにする。	350回 5,981人 (前年:361回 6,080人)	B	保育園への入園の低月齢化が者が進み、地域によっては乳幼児親子の参加者がいない状況が出始めている。講座内容を工夫すると共に、他地域からの参加者を募集するなど、親子で参加できる場を引き続き提供していく。 小学生向けの講座は、地域児童に長期休み中の実施が定着している。	1,296	—	—	
2-3	73	保健所健康課ほか	食育の推進	将来、社会活動を営むための基礎となる心身の健康の保持・増進を図るため、母子保健事業や幼稚園・保育所・認定こども園・学校の各場面において、発育・発達に応じた食育を推進する。	妊娠婦、子ども、保護者	妊娠期の母体の健康、出生後の子どもの成長を支えるために健診や健康教室の機会を捉えて栄養相談等を実施する。	妊娠のための食講座 36回71人 離乳食・児童食講座 120回1,114人 乳幼児健診・健康教室における食生活相談・講話等 8,109人 育児・健康・食生活相談、電話相談等 989人 なっぴい健康出前講座(栄養・食生活) 26回578人	B	妊娠のための食講座や離乳食・児童食講座の参加者数は、増加している。また、子どもの数は減っているが、乳幼児健診等での個別相談の実施割合は微増している。	—	—	—	
2-3	124	子育て家庭福祉課	【令和6年度新規事業】子育て世帯訪問支援事業	これまで、満1歳までの子どもを養育する家庭を対象に行っていた養育支援訪問事業の対象児童を拡大し、新たにヤングケアラーの支援も含めた家事支援等を実施する。	児童生徒	育児等に不安を抱える家庭、ヤングケアラーの家庭に対して、サポートプランに基づき、家事支援を実施することで、養育負担の軽減や児童のケア負担軽減を図る	支援世帯数 94世帯	B	育児等に不安を抱える家庭、ヤングケアラーの家庭に対して、サポートプランに基づき、家事支援を実施することで、養育負担の軽減や児童のケア負担軽減を図ることができた。	6,753	11,742		
2-3	125	学校教育課	【令和6年度新規事業】教育支援センターSaSaLAND運営事業	「子どもたちが安心を実感できる居場所」をコンセプトに新たな教育支援センターSaSaLANDを令和6年4月に開所し、毎年増加傾向にある不登校児童生徒の受け入れ態勢を整備する。	児童生徒	教育支援センターSaSaLANDを開所し、「子どもたちが安心を実感できる居場所」の実現に信州大学教育学部と連携して取り組む。	登録人数 204人(小学生133人、中学生71人) 利用人数 延べ7,835人	A	不登校児童生徒の受け入れ拡大とともに関係機関・団体との連携により様々な体験活動を実施することができた。	103,410	53,513	長寿命化工事の終了 人員体制の強化	
2-3	126	学校教育課	【令和6年度新規事業】フリースクール等民間施設利用助成事業	フリースクール等の民間施設へ通っている不登校児童生徒の保護者に対して利用料の助成を行い、経済的負担を軽減することで、学校以外の多様な学びの場を選択肢として確保できるようにする。	児童生徒	補助制度を立ち上げ、就学援助を受けている保護者を対象とした助成事業を開始する。	補助制度を立ち上げ、就学援助を受けている保護者を対象とした助成事業を開始した。 文部科学省の委託事業を受託し、現状分析を行い、事業の改善に生かした。	A	経済的な事業を抱える家庭の子どもの学びの場の選択肢を増やすことができた。	618	1,248	前年度実績を受けて事務手続きの工夫を行う	令和6年度利用者9人
2-3	127	こども政策課	【令和6年度新規事業】子どもの体験・学び応援事業	学スポーツや文化芸術、自然体験、民間の各種教室など、多様な体験プログラムを用意し、そのプログラムの参加に利用できる電子ポイントを配布することで、子どもたちが様々な体験を通じて好きなことを見つけ自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供します。	児童生徒	第三期長野市子ども・子育て支援事業計画【令和7年度～令和11年度】 本登録率(登録者数/対象者数) 令和11年度目標値:100% 利用率(利用者数/対象者数) 令和11年度目標値:80%	子ども一人あたり3万円分ポイント 対象児童生徒数 27,532人 本登録者 22,423人(81.4%) 利用率 18,707人(67.9%)	B	モデル事業を経て、初めて年間を通して事業を実施し、様々な体験プログラムが増え、本登録者、利用者も増加した。	561,563	907,751	—	決算額及び予算額は、委託料などの事務費と電子ポイント分の交付金

分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労の支援

3-1	74	商工労働課雇用促進室	職業相談室	仕事に関する悩みがある方に、適職支援やカウンセリング、情報提供を行う。	仕事に関する悩み等を抱える人	もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、仕事に関する悩みがある方に、適職支援やカウンセリング、情報提供を行う。	利用者 1,086人(うち相談者数472人) 電話相談件数 524件	B	仕事に関する様々な悩みを抱えている方に、継続的に相談事業を実施することができた。	—	—	—	
-----	----	------------	-------	-------------------------------------	----------------	--	---------------------------------------	---	--	---	---	---	--

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考	
3-1	75	商工労働課雇用促進室	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した者を引き続き雇用する事業者に対し、奨励金を交付する。	市内に事業所を有する事業者で、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した市内在住の求職者を、引き続き常用雇用者として12か月以上雇用した事業者	市のホームページや関係機関(商工会議所、商工会、長野労働局、ハローワーク等)を通じて、本事業を周知し、常用雇用の促進を図る。なお、近年の交付実績に基づき、予算額が縮小しているため、実質的な目標値は5人を目指す。	交付事業所数 0事業者 対象労働者数 0人	B	補助事業を計画どおり実施することができたが、本補助金は、申請から交付まで1年間常用雇用を継続する必要があり、令和5年度に申請が無かったことから、令和6年度は交付実績が無かった。なお、年度内に新たに8件の申請があつたため、令和7年度は交付が予定される。	0	540	-		
3-1	44 (再掲)	生活支援課	生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」)	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施する。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、居住確保給付金受給者、及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等	長野労働局のほか、商工会議所や商工会等を通じて、本奨励金事業を周知するとともに、国の両立支援の動向を見据えながら、事業内容の見直しを検討していく。	支援対象者数:180人 就職者数:124人	B	補助事業を計画どおり実施しているものの、交付実績が0件であった。	-	-	-	-	
3-1	43 (再掲)	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぽ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぽ長野市)に相談があつた生活困窮世帯	若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携のため、関係機関による若者自立支援ネットワーク会議を開催する。	延べ相談件数 18,758件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。 生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行ふ。	37,629	45,207	-	長野市社会福祉協議会への委託	
3-1	76	子育て家庭福祉課	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、経済的に自立するための就業に結びつく特定の講座を受講する際に、受講料の一部を給付する。	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法等を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押しする。	受講料の60%を支給 利用実績 8人	B	前年度実績から利用者が增加了。	2,953	8,176	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法等を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押ししていく。	・平成28年度から60%支給 ・令和6年度から所得制限が撤廃	
3-1	77	子育て家庭福祉課	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で修業する期間中、訓練促進費を給付する。	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法等を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押しする。	【給付内容】備考のとおり 促進給付金 18人 修了支援給付金 5人	C	前年度実績(促進給付金21人、修了支援給付金7人)から2割程度減少したため。	18,920	27,103	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法等を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押ししていく。	市県民税課税世帯:70,500円 市県民税非課税世帯:100,000円 修了支援給付金課税世帯:25,000円 修了支援給付金非課税世帯:50,000円	
3-1	45 (再掲)	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭の相談者に寄り添った相談支援を行い、相談内容に応じて関係機関等へ繋ぐなどにより、相談者の悩み事の解決を図る。 ・解決率100%	相談指導実績 延べ1,369件 解決率99.2%	B	前年度実績(延べ1,580件)からは減少したが、本庁及び篠ノ井分室に母子・父子自立支援員を1名ずつ配置し、ひとり親家庭の相談者に寄り添った相談支援ができるている。	3,469	3,959	-		
3-1	78	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給する。	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)(所得制限あり)	ひとり親家庭等から利用希望があれば、制度を案内及び活用を提案し、自立に向けた取り組みを後押しする。	申請者なし	B	前年度実績と同じ。	0	0	-		
3-1	1 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	児童の総数は減少傾向にあるため、不足が見込まれる他の年齢区分に定員を振り分けるなど、定員の弾力化等により可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。	一部の私立保育所等からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	B	子ども・子育て支援事業計画において提供区域ごとに設定された確保の内容が量の見込みに達していないと思われる区域については、年齢区分間での定員の振り分けを私立保育所にも依頼するなどして定員の確保を図った。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については、引き続き年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。		

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
3-1	49 〈再掲〉	保育・幼稚園課	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	子ども、保護者	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施	B	・利用調整基準によりひとり親家庭の点数を加点し、希望する保育所等の利用が決定した。	-	-	-	
3-1	79	保育・幼稚園課	延長保育事業	早朝や夕刻の保育ニーズに対応するため、11時間開所を超える延長保育を実施する。	子ども、保護者	仕事と子育ての両立のための支援として、引き続き11時間開所を超える延長保育を実施していく。	公立保育所等6園、私立保育所30園、認定こども園21園、地域型保育事業所1園、計58園で実施	B	利用者の見込めない施設においては延長保育事業の実施を取りやめているが、今後の利用者の推移を見ていく必要がある。	30,815	43,991	-	
3-1	80	保育・幼稚園課	夜間保育事業	保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施する。	子ども、保護者	夜間の就労等のニーズに広く対応するため、引き続き若葉保育園での夜間保育事業を継続する。	保育所1園で保育標準時間を11時から22時として夜間保育を実施	B	増加が予想される夜間の就労等のニーズに広く対応するため、引き続き事業を継続する。	-	-	-	
3-1	81	保育・幼稚園課	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動等により一時に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時に児童を預かる。	子ども、保護者	保護者の就労や求職活動等により一時に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時に児童の預かりを行う。	指定園13園(公立7、私立6)で実施 延べ利用者数 12,307人	B	利用枠について、子育てLINEなどで周知を行った。	103,787	123,205	-	
3-1	82	保育・幼稚園課	病児・病後児保育事業	病児または病後児を医療機関の専用のスペースで看護師・保育士等の専門職員が預かる。	子ども、保護者	引き続き、市内の医療機関に併設された専用スペースで病児・病後児を保育する施設への補助を行う。担当者会議や研修会の実施に向けて医療機関等と協議を進めていく。	市内3か所の施設で実施 ・延べ利用者数 [病後児] 長野赤十字病院「ゆりかご」39人 長野市民病院「ベビーハウスたんぽぽ」37人 [病児] 篠ノ井総合病院「あいあい」214人	B	・支所等にパンフレットを設置し、病児・病後児保育の周知をした。 ・病児保育1施設については、今年度も利用停止中。	23,507	29,491	-	
3-1	50 〈再掲〉	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	児童館・児童センターと小学校内施設(子どもプラザ)等を活用して、放課後等の小学生の安全で安心な居場所を確保する。	登録児童数 8,744人(R6.5.1現在) 登録率 50.2%(R6.5.1現在) 延べ利用登録 96,580人(R6年度通年)	B	放課後子ども総合プラン事業の利用登録児童数は年々増加傾向にあるが、待機児童なしで実施できている。	1,262,155	1,680,536	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算
3-1	51 〈再掲〉	保育・幼稚園課	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する。	保護者、子ども	ファミリー・サポート・センター事業について会員募集を行っているが、会員の高齢化と会員数減少が進んでいる。周知等を行い、会員確保に努めしていく。	・会員数 1,652人 ・活動件数 1,959件 ・R6入会説明会 定期開催 16回 128人 随時開催 31回 31人(うち1回1名は訪問開催)	B	比較的年齢層の若い依頼会員に声掛けを行い、両方会員の増加を図った。	8,548	11,133	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
3-1	52 <再掲>	子育て家庭福祉課	ショートステイ事業	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。	保護者、子ども	保護者の状況により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、申請に基づいて利用調整を図る。	利用日数 698日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	B	保護者の希望に基づいて、適宜利用調整を行い、特に育児疲れを理由に利用するケースについては、育児負担の軽減を図ることができた。	1,510	1,978	—	
3-1	53 <再掲>	子育て家庭福祉課	トワイライトステイ事業	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。	保護者、子ども	保護者の状況により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、申請に基づいて利用調整を図る。	利用日数 698日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	B	保護者の希望に基づいて、適宜利用調整を行い、保護者が仕事等で一時に養育が困難な状況において、児童の一時預かりを行い、必要な保護を行うことができた。	1,510	1,978	—	
3-1	47 <再掲>	子育て家庭福祉課・人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	困難な問題を抱える女性等に対して支援を行うため、3名の女性相談支援員を配置し、相談を実施 男女共同参画センターにおいて、電話や面接による女性のための相談を実施 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00～16:00	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 2,136件 男女共同参画センター 429件	B	令和6年度より女性相談員1名増員し、相談に対し面接・電話相談に適宜対応し、緊急対応が必要なケースについても相談者の安全を確保した対応ができた。	10,292	13,451	—	

個別施策3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進

3-2	83	こども政策課	子育て支援事業所連絡協議会	ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るために、市内の経済団体等により構成される長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会などを開催する。	事業所、市民	・人権・男女共同参画課との共催により、男女共同参画月間講演会を開催する。 ・意識啓発事業として事業所や市民を対象に講演会などを開催する。	・市男女共同参画月間講演会(人権・男女共同参画課と共に) 参加者125人 ・意識啓発事業の開催 参加者 11人	B	事業主や企業の人事担当者を対象に育児・介護休業法の改正に伴う意識啓発セミナーを実施した。	119	151	—	協議会単独事業は、令和3年度から、事業主及び企業の人事担当者、管理職を対象にした意識啓発事業にシフトチェンジしている
3-2	84	商工労働課雇用促進室	子育て雇用安定奨励金交付事業	仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所に対し、奨励金を交付する。	仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所	長野労働局のほか、商工会議所や商工会等を通じて、本奨励金事業を周知するとともに、国の両立支援の動向を見据えながら、事業内容の見直しを検討していく。	交付事業所数 0事業所	B	補助事業を計画どおり実施しているものの、交付実績が0件であった。	0	200	令和4年度から交付実績がないため、国の両立支援等助成金の改正状況を注視しつつ、事業主のニーズに合わせた見直しを検討する。	
3-2	85	人権・男女共同参画課	男女共同参画優良事業者表彰	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から働く人がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰する。	従業員数300人以下の法人やその他の団体	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等での事業者の紹介	優良事業者賞 1社	C	優良事業者表彰への申込者数が減少しており、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う事業者を増やすとともに、表彰制度の更なる周知が必要である。	34	46	—	

分野4 経済的支援

個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援

4-1	86	教委・総務課	就学援助要(要保護児童援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯の小学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	支給者 8人	B	学校を通じて全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	182	429	—	修学旅行費のみ支給
4-1	86	教委・総務課	就学援助(要保護生徒援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯の中学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	支給者 17人	B	学校を通じて全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	1,007	1,919	—	
4-1	87	教委・総務課	就学援助(準要保護児童援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯に準ずると認定された世帯の小学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	認定 1,623人 認定率 9.7%	B	学校を通じて全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	167,238	204,626	—	年3回(8,12,3月)給

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
4-1	87	教委・総務課	就学援助(準要保護生徒援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ると認定された世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯に準ると認定された世帯の中学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	認定 944人 認定率 11.0%	B	学校を通じて全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	116,483	142,106	—	食費等支給
4-1	88	教委・総務課	小学生特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	特別支援学級に在籍(通級含む)している小学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	支給者 794人	B	学校を通じて対象児童生徒の全保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	26,213	30,201	—	年2回(12,3月)給食費等支給
4-1	88	教委・総務課	中学生特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	特別支援学級に在籍(通級含む)している中学生	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	支給者 333人	B	学校を通じて対象児童生徒の全保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	21,043	23,278	—	年2回(12,3月)給食費等支給
4-1	89	教委・総務課	奨学金(長野市奨学基金)	経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行う。	公立もしくは私立の高等学校または国立の高等専門学校に在学し、要件を満たす者	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	貸付人数 2人 貸付金額 2,160,000円	B	学校を通じて対象学年の全生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	0	0	—	貸付額(月額) 公立18,000円 (21,000円) 私立30,000円 (40,000円) 国立21,000円 (24,000円) ※()内は特に優秀と認められる者
4-1	90	教委・総務課	入学準備金貸付	高校等(高校、特別支援学校の高等部、高等専門学校等)への入学に要する費用の調達が困難な、入学予定の生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	高等学校もしくは専修学校の高等課程または高等専門学校に入学する者の保護者	対象となる全児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るため、学校を通じて案内チラシの配布等を行う	貸付人数 17人 貸付金額 4,800,000円	B	学校を通じて対象学年の全生徒の保護者に対し制度の周知を図り、概ね予定どおりの実績を得ることができたため。	0	0	—	公立150,000円以内 私立400,000円以内
4-1	91	生活支援課	生活保護(教育扶助)	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給する。	生活保護受給世帯	—	受給世帯数(延) 885 受給人数(延) 1,303	B	法令等に基づき適正な保護を実施する。	13,217	14,542	—	—
4-1	92	生活支援課	生活保護(高等学校等就学費)	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材費、入学料等を支給する。	高校生世代	—	—	B	法令等に基づき適正な保護を実施する。	生業扶助として計上	生業扶助として計上	—	—
4-1	93	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金支給	高等学校等に通学するひとり親家庭の児童の通学費の一部を支給する。	ひとり親家庭の親など(所得制限あり)	ひとり親家庭からの申請に基づき、内容を審査の上、支給決定を行う。また、広報誌や市ホームページなどにより広く周知を図る。	児童扶養手当の全部支給者、児童扶養手当受給者でなくとも全部支給要件と同等者を対象として支給。 申請者121人 認定 97人(児童数)	A	支給額前年度比108.9% (令和5年度決算額3,032千円)	3,302	3,278	—	自宅から高等学校まで2km以上 1か月の定期券額の2分の1の額を給付(支給上限月額5千円)
4-1	46 (再掲)	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。	ひとり親家庭の親及び児童、寡婦	貸し付けがひとり親家庭の自立更生に対し真に有効、かつ、無用な借財の圧迫を引き起こすことのない金額の妥当性等を精査の上、貸付けの適否を行う。	6,508千円(14件)の貸付を行った 【内訳】備考のとおり	B	おもに進学を希望する対象家庭に修学資金や就学支度資金の貸付を行なったことで、経済的な不安や負担を軽減し就学につなげもらうことができた。	6,508	12,692	—	○新規7件 計3,319千円 修学資金5件(2,544千円) 就学支度資金2件(775千円) ○継続7件 計3,189千円 修学資金7件(3,189千円)

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減													
4-2	94	子育て家庭福祉課	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に手当を支給する。	中学校3年生終了前までの間にある児童を養育している父母等 ※令和6年10月分からは高校生年代の児童を養育している父母等	令和6年10月の制度改正に伴い、新たな受給対象者に手続きに関する勧奨通知を行うとともに、広報誌や市ホームページ等の各種媒体を活用して市民へ広く周知を図り、申請漏れがないよう、取り組む。	受給者数 27,983人	B	令和6年度の制度改正に伴う市民の周知や案内など、支給対象者に対する支給等を適切に行なったため。	5,549,730	7,689,290	-	R6支給額【制度改正前(9月分まで) 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降15,000円(月額) 3歳以上小学生までの第1子、第2子及び中学生10,000円(月額) 所得制限世帯の属する中学生までの児童 5,000円(月額) 所得上限世帯に属する中学生までの児童 支給なし 【制度改正後(10月分以後) 3歳未満 15,000円(月額) 3歳以上から高校生 10,000円(月額) 第3子以降 30,000円
4-2	95	子育て家庭福祉課	児童扶養手当	ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に手当を支給する。	ひとり親家庭の親など	ひとり親家庭等からの申請に基づき、内容等を審査の上、支給決定を行い、ひとり親家庭の生活の安定と就労による自立の促進に寄与する。	受給者数 1,965人 受給資格者数 2,621人 (令和7年3月時点、3月年齢到達による喪失者含む)	B	受給資格者数における受給者数の割合が前年度と同程度であるため。 ・R6年度 約75%(1,965人/2,621人) ・R5年度 約76%(1,998人/2,627人)	968,126	1,082,269	-	R6支給額 支給額(()は一部支給停止者) 第一子 月額45,500円(45,490円~10,740円) 第二子 月額10,750円(10,740円~5,380円) 第三子 月額6,450円(6,440円~3,230円)
4-2	96	子育て家庭福祉課	児童扶養手当現況届の受付時間の延長	8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長(午後7時まで)を行うことで、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図る。	ひとり親家庭の親など	児童扶養手当受給者等に当該事業について周知を行い、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図る。	実施日数 5日 利用者 90人	C	前年度実績(112人)より2割減少したため。	0	0	-	児童扶養手当の現況届の受付時間を午後7時まで延長する。月曜から金曜までの5日の曜日で一日ずつ実施するよう実施日を配分する。
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(子ども)	子どもを対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	0歳から中学生までの子ども	・子どもの医療費助成 予算額(当初)931,096千円 ・子どもの福祉医療制度の窓口無料化に向けて準備を進める。	資格者数 49,386人 支給額 1,020,884千円	A	子どもの福祉医療制度の窓口無料化(令和7年4月診療分から実施)に向けて準備を進めた。	1,020,884	1,417,844	子どもの福祉医療制度の窓口無料化を、令和7年4月診療分から実施する。	資格者数は各年度の3月31日時点
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(障害者(児))	障害者(児)を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	障害児(20歳未満) ・身体障害者手帳1~4級、5級(所得税非課税世帯) ・療育手帳A1、A2、B1、B2(所得税非課税世帯) ・特別児童扶養手当1、2級 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(特別障害者手当準拠)通院費のみ	・障害者(児)の医療費助成 予算額(当初)13,322千円 ・子どもの福祉医療制度の窓口無料化に向けて準備を進める。	資格者数 217人 支給額 14,347千円	A	子どもの福祉医療制度の窓口無料化(令和7年4月診療分から実施)に向けて準備を進めた。	14,347	15,648	子どもの福祉医療制度の窓口無料化を、令和7年4月診療分から実施する。	資格者数は各年度の3月31日時点

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(ひとり親家庭)	ひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	ひとり親家庭 ・母子または父子家庭で18歳未満の児童及びその児童を養育している親、父 母のない18歳未満の児童(高等学校在学中は20歳まで)	・ひとり親家庭の医療費助成 予算額(当初)153,527千円 ・子どもの福祉医療制度の窓口無料化に向けて準備を進める。	資格者数 6,917人 支給額 165,974千円	A	子どもの福祉医療制度の窓口無料化(令和7年4月診療分から実施)に向けて準備を進めた。	165,974	180,367	子どもの福祉医療制度の窓口無料化を、令和7年4月診療分から実施する。 資格者数は各年度の3月31日時点	
4-2	98	福祉政策課	福祉医療費資金貸付制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行う。	福祉医療費受給者で、市民税非課税世帯	福祉医療費の貸付 予算額(当初)1,000千円	子ども、障害児、ひとり親家庭 貸付人数 0人 貸付額 0円	B	貸付制度の利用はなかったものの相談に応じる等、利用できる体制を整えている。	0	1,000	-	
4-2	2 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	対象の子どもの無償化を行い経済的負担を軽減	B	・法令の規定に従い対象の子どもの無償化の実施ができた。 ・無償化に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、無償化の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	473,999	295,947	-	
4-2	99	保育・幼稚園課	教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設へ保護者が支払う費用(副食材料費、教材費等)を助成する。	低所得世帯・多子世帯等の保護者	副食材料費等の軽減の申請があつた世帯について、所得状況等を確認し、教育・保育施設へ支払う副食材料費等の助成を行う。	支給人数 243人 支給額 7,647千円	A	・申請のあった対象の子どもに対し、補足給付事業の実施ができた。 ・施設と連携し、保護者への事業の周知を行った。	7,647	8,651	-	
4-2	100	保育・幼稚園課	多子世帯の保育料軽減	第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減する。	子ども、保護者	子どもを産み育てたい子育て世帯を支援するため、低所得世帯及び多子世帯の保育料を軽減する。	対象家庭の子どもの保育料について軽減を行い経済的負担を軽減 対象児童数 1,046人	A	・令和6年度から軽減内容を拡充した上で、対象の子どもの軽減の実施ができた。 ・多子軽減等に関するリーフレットを施設に配布し、事業の実施について市民に周知した。	213,140	228,210	-	決算額・予算額は「軽減額」
4-2	101	こども政策課	放課後子ども総合プラン利用料の減免	家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいが同時に利用する場合に利用料を減免する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	放課後子ども総合プラン利用料の減免について申請があつた場合は、関係各所に確認をとり、適正に判定し、適用させる。	延べ利用登録96,580人のうち、減免対象26,325人(約27%)	B	放課後子ども総合プラン利用料の減免について申請があつた場合は、関係各所に確認をとり、適正に判定している。	36,858	49,628	-	決算額は「減免影響額(R7.3.31)」、予算額は「減免影響額(R7.5.1時点見込)」 減免の対象:生活保護・児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、非課税世帯、多子世帯等
4-2	102	障害福祉課	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、児童を養育する人に手当を支給する。	身体または精神に重度もしくは中度の障害がある20歳未満の児童を養育する父母等	-	受給者数(父母等) 1,202人 対象児童数 1,372人	A	昨年度に比べ、対象者数が大幅に増加し、制度の周知が進んでいると考えられるため。	-	-	-	申請手続等は市が窓口となるが、認定審査は県、手当の支給は国が実施している。
4-2	103	障害福祉課	障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の障害児に、その障害によって生じる経済的負担軽減の一助として手当を支給する。	精神または身体に重度の障害があり日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童	-	受給者数 112人	B	制度の周知は行っているが、少子化に伴い、受給者数も減少しているため。	21,177	18,311	令和7年8月1日付けで所得基準額の改正が施行される予定である。	
4-2	104	障害福祉課	重度心身障害児福祉年金	家庭において重度障害児を養育している保護者に養育に必要な費用の一部を支給し、在宅生活の安定を図る。	基準日において市内に6か月以上居住している20歳未満の障害児(施設入所児を除く)の保護者	受給見込者数 1,665人	受給者数 1,693人	A	昨年度に比べ、対象者数が大幅に増加し、制度の周知が進んでいると考えられるため。	168,465	175,725	-	
4-2	105	保健所健康課	不妊治療費助成事業	医療保険の適用となる不妊治療の中でも、高額な負担となる体外受精や顎微受精及び男性不妊治療の自己負担分に対して、1回の治療につき3分の1を補助し、治療を希望される方を支援する。	不妊に悩む夫婦(事実婚も対象)	保険診療の要件に従い、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満の場合は通算3回の胚移植に至るまでの治療に助成する(43歳以上の場合、助成対象外)	助成件数 591件 うち、男性不妊治療5件	A	助成件数は前年比+95件増加した。	16,920	16,345	-	令和4年度から、不妊治療が保険適用されたことを受け、從来の保険外診療の特定不妊治療に対する助成は廃止(令和4年度に限り経過措置あり)

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
4-2	106	子育て家庭福祉課	助産事業	保健上入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない場合に、助産施設への入所費用を支給する。	生活保護受給世帯など、経済的な理由により入院助産を受けられない妊産婦	助産施設への入所費用を支給する	分娩数 2件	B	生活保護受給世帯の出産に当たり、申請に基づき入院助産の実施を図ることができた。	638	2,060	—	
4-2	69 (再掲)	福祉政策課	「生理の貧困」問題への対応	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民	—	寄付がなかったため未実施	—	—	0	0	—	
4-2	107	生活環境課	家庭ごみ処理手数料の減免	家庭ごみ処理手数料の減免	紙おむつ等を使用する3歳未満の乳幼児のいる家庭	3歳未満の乳幼児がいるご家庭のごみ処理手数料による経済的負担を軽減するための減免措置として、「可燃ごみ指定袋 30リットル」を月齢に応じて、3歳に達する日の前日までの分を一括交付(現物支給)する。	出生2,047人 184,230枚 転入351人 18,760枚 計2,398人 202,990枚	B	出生数、転入数が減少し、交付枚数も減少となつたが、前年度比1未満の減少のため。	2,600	2,959	—	減免用指定袋(扶助費)は乳幼児分を案分算出
4-2	108	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭ワントップ相談会	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭が直面する課題や悩みごとにに対し、休日にワンストップで相談できる相談会を開催することで、平日仕事を休みにくいひとり親の悩みごとの解決や自立促進につなげる。	8/11(日)ワンストップ相談会相談件数 2件 (内訳)弁護士1、母子相談1	C	同日に実施している児童扶養手当現況届の受付件数は令和5年度と同程度(41件)であったが、ワンストップ相談会の利用者は前年度実績(12件)から大幅に減少した。	36	71	—	児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催
4-2	109	子育て家庭福祉課	ながの子育て家庭優待パスポート	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けるパスポートカードを配布する。	妊娠のいる家庭・18歳未満の子どものいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭	長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートを配付し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	年度末現在による協賛企業数は1,113店舗で前年度末実績(1,121店舗)と同等であった。	B	協賛企業数前年度比 99.2%	60	61	—	
4-2	128 (再掲)	保育・幼稚園課	【令和6年度新規事業】保育所等使用済みおむつ処分事業	保育所等における使用済みおむつの自園処理について、市内すべての保護者に対して一律におむつ持ち帰りに関する負担感の軽減を図るために、公立園において自園処理、私立保育所等に対し処分費の補助を行う。	子ども、保護者、保育士	保護者や保育士の負担軽減を図るために、おむつの自園処理を推進し、私立保育所等の処分費に対する補助金交付を円滑に行う。	補助対象の私立保育所等80施設の内、69施設に対し補助金を交付 (内訳) ・保育所等 33施設 ・認定こども園 24施設 ・幼稚園 12施設 公立園においては全施設で自園処理を実施	B	処分費の補助を開始したことで、私立保育所等においてはほぼ全園で自園処理が開始され、保護者や保育士の負担軽減につながった。	8,054	8,660	保護者や保育士の負担軽減を図るため、引き続き事業を継続する。	
4-2	126 (再掲)	学校教育課	【令和6年度新規事業】フリースクール等民間施設利用助成事業	フリースクール等の民間施設へ通っている不登校児童生徒の保護者に対して利用料の助成を行い、経済的負担を軽減することで、学校以外の多様な学びの場を選択肢として確保できるようにする。	児童生徒	補助制度を立ち上げ、就学援助を受けている保護者を対象とした助成事業を開始する。	補助制度を立ち上げ、就学援助を受けている保護者を対象とした助成事業を開始した。 文部科学省の委託事業を受託し、現状分析を行い、事業の改善に生かした。	A	経済的な事業を抱える家庭の子どもの学びの場の選択肢を増やすことができた。	618	1,248	前年度実績を受けて事務手続きの工夫を行う	令和6年度利用者 9人
4-2	127 (再掲)	こども政策課	【令和6年度新規事業】子どもの体験・学び応援事業	学スポーツや文化芸術、自然体験、民間の各種教室など、多様な体験プログラムを用意し、そのプログラムの参加に利用できる電子ポイントを配布することで、子どもたちが様々な体験を通じて好きなことを見つけ自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供します。	児童生徒	第三期長野市子ども・子育て支援事業計画【令和7年度～令和11年度】 本登録率(登録者数／対象者数) 令和11年度目標値:100% 利用率(利用者数／対象者数) 令和11年度目標値:80%	子ども一人あたり3万円分ポイント 対象児童生徒数 27,532人 本登録者 22,423人(81.4%) 利用率 18,707人(67.9%)	B	モデル事業を経て、初めて年間を通して事業を実施し、様々な体験プログラムが増え、本登録者、利用者も増加した。	561,563	907,751	—	決算額及び予算額は、委託料などの事務費と電子ポイント分の交付金

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
分野5 支援体制の強化や制度の周知													
個別施策5-1 子どもに関する相談体制の充実													
5-1	26 〈再掲〉	こども総合支援センター	こども総合支援センター「あのえっと」	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児・発達・貧困・いじめ・不登校・学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話・メール・窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	子どもに関するあらゆる相談に電話・メール・面談で対応する。また、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも教育委員会と連携し対応する。	・相談件数 963件(電話・面談等) ・児童生徒タブレット相談フォームの相談件数 133件	B	電話・メール・面談による相談対応のほか、教育委員会と連携し、児童生徒のタブレット端末の相談フォームからの相談にも対応した。	11,114	16,051	長野市LINE公式アカウントでのLINE相談の実施(5/15~)	
5-1	27 〈再掲〉	こども総合支援センター	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	保健センター、地域子育て支援センターなどの相談支援機関にタブレットを配備し、離れた場所からもリモートで相談できる体制を整備しワンストップで相談に応じる。	タブレット端末配備数 32台(29カ所)	B	配備場所の見直しにより、リモートによる相談が実施された(相談実績1件、昨年度なし)。	-	-	-	
5-1	28 〈再掲〉	こども政策課	チャットボットによる相談対応	SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。	妊娠婦、子ども、保護者	チャットボットの活用により、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制とし、子どもや保護者の利便性向上を図る。	・長野市LINE公式アカウント登録者数27,747人(R7.4.1現在) ・新規事業への対応や不具合などの改善を行った。	A	LINE公式アカウント登録者数が対前年度比で4,500人以上増加している。	0	0	-	必要に応じてチャットボットの機能改善を図っていく。
5-1	29 〈再掲〉	保健所健康課	子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)	妊娠婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を推進する。	妊娠婦、子ども、保護者	妊娠婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を推進する。	・ながの版ネウボラ設置9か所(保健センター8※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 4,430件 本庁健康課窓口 相談 594件 申請 1,268件	B	母子保健コーディネーター1人が6ヶ月間不在であったため、母子保健コーディネーターの相談対応件数は減少したが、代わりに地区担当保健師が必要な支援を行つた。	49,959	60,570	-	
5-1	39 〈再掲〉	保育・幼稚園課	子育てコンシェルジュ	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行う。	子ども、保護者	こども広場2箇所に子育てコンシェルジュを配置し、身近な相談場所として継続する。	こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計3,404件 (じゅん・けん・ぱん2,295件、このゆびとまれ1,109件)	B	相談者のニーズに沿った助言や関係機関へつなぐことができた。	-	-	-	
5-1	40 〈再掲〉	保育・幼稚園課	地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場)	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行おひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	子ども、保護者	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行おひさま広場において、子育て親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	・利用者数(延べ人数) こども広場64,847人 地域子育て支援センター44,792人 おひさま広場18,261人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,190件 子育て支援センター2,097件 おひさま広場2,446件	B	講座やイベントを行い、親子の交流の場を提供できた。また、身近な場所で子育て相談に応じることができた。	203,688	267,387	-	
5-1	43 〈再掲〉	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぽ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぽ長野市)	若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携のため、関係機関による若者自立支援ネットワーク会議を開催する。	延べ相談件数 18,758件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。 生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	37,629	45,207	-	長野市社会福祉協議会への委託
5-1	110	障害福祉課	発達相談支援センター	相談支援専門員を北部・南部の相談支援センターに集約配置し、18歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図る。	障害児やその家族	委託相談員を北部・南部の発達相談支援センターに配置し、18歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図る。	相談件数 3,107件	B	児童に係る相談件数は、前年度から17%増加している。障害福祉サービス利用や発達に関する相談など個々の課題に対して包括的な視点から支援することができたため。	13,599	13600	-	
5-1	42 〈再掲〉	子育て家庭福祉課	こども家庭センター	子育て家庭福祉課をこども家庭センターに位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。	子どもとその家庭や妊産婦等	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う。	家庭児童相談件数 5,531件	B	こども家庭センターに専門職員を配置し、妊娠期から保健センターとの連携を図り、児童相談を実施し、児童虐待対応を図ることができた。	12,501	14,437	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
5-1	108 <再掲>	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭ワンストップ相談会	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭が直面する課題や悩みごとにに対し、休日にワンストップで相談できる相談会を開催することで、平日仕事を休みにくいひとり親の悩みごとの解決や自立促進につなげる。	8/11(日)ワンストップ相談会相談件数 2件 (内訳)弁護士1、母子相談1	C	同日に行なっている児童扶養手当現況届の受付件数は令和5年度と同程度(41件)であったが、ワンストップ相談会の利用においては前年度実績(12件)から大幅に減少した。	36	71	-	児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催
個別施策5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化													
5-2	111	こども政策課	子育て支援団体のネットワーク形成	ながの子ども・子育てフェスティバルの開催を通じて、子育て支援団体間の連携強化・ネットワーク形成を図る。	子ども、保護者	ながの子ども・子育てフェスティバルの開催により、地域で子育てを応援している団体が集い、その想いを共有し、地域社会が一丸となって子ども・子育てを支えるためのネットワークを形成するとともに、子ども・子育て家庭と支援者がつながる環境を整える。	・「伝統芸能こどもフェスティバル」と合同開催 ・参加支援団体等 44団体 ・来場者 2,500名(伝統芸能こどもフェスティバルと合算) ・支援団体向けの交流ワークショップ開催 3回	B	伝統芸能こどもフェスティバルとの合同開催や「みらいハッ！ケン」プロジェクトブースの設置もあり、参加団体数及び来場者数は増加している。	1,500	1,500	-	
5-2	112	福祉政策課、社会福祉協議会	地域福祉ワーカーの活動支援	地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区的地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行う。	地域福祉ワーカー	・地域福祉ワーカー連絡調整会議を開催予定 ・市社協地区担当者等による地区訪問実施予定 ・ボランティア・地域活動実践講座(計3回 市社協ボランティアセンター主催 ※研修プログラムとして位置付け)を開催予定 ・地域福祉ワーカーの雇用経費等に対し、補助を行う。	・地域福祉ワーカー連絡調整会議開催(計5回) ・市社協地区担当者等による地区訪問 ・ボランティア・地域活動実践講座(計3回 市社協ボランティアセンター主催 ※研修プログラムとして位置付け)	B	地域福祉ワーカー雇用等に関する経費に対し、財政的な支援を行うことができ、また、地域福祉ワーカー連絡調整会議では、業務に役立つ実践的な内容を提供することができた。	22,811	26,735	最低賃金が上昇している状況にあわせ、雇用経費に対する補助上限を240万円(従前230万円)に変更した。	(参考)【選択事務13 地域福祉推進事業】に基づく、地域福祉ワーカーを雇用する住民自治協議会に対する補助金助成あり
5-2	113	福祉政策課、社会福祉協議会	民生委員・児童委員等の活動支援	民生委員・児童委員等に対し、研修機会や情報交換の場の提供、活動に関する冊子の配布などを行い、その活動を支援する。	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員の指導訓練を目的とした、地区会長研修、主任児童委員研修・全体研修を計画。	民生委員・児童委員の指導訓練のため、地区会長研修、主任児童委員研修・全体研修を実施	B	各研修を外部委託(県社協)として継続的に実施することにより、民児委員が地域で活動する上で必要な知識の習得等に繋がった。	553	555	-	-
5-2	114	子育て家庭福祉課	子ども見守り事業	市と市内郵便局との「地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定」に基づき、郵便局の事業活動の中で子どもに気になることがあった際に必要に応じて市が連絡を受け、支援につなげる。		郵便局の事業活動の中で子どもに気になることがあった際に必要に応じて市が連絡を受け、支援につなげる。	対象事案なし	B	令和5年度は、通報がなかったが、過去には数件の通報があり、対応している。協定により、連絡体制の構築はできており、有事の際に対応できるようになっている。	0	0	-	
5-2	115	子育て家庭福祉課	子どもの貧困府内連絡会議	子どもの貧困について、府内関係所属が共通認識を持ち、情報の共有と施策の連携を図る。	生活に困難を抱える子どもとその保護者	計画に基づき取り組む。府内関係所属が進捗状況と取り組みを共有することで施策の連携を図る。	1回開催	B	計画に基づき取り組む。府内関係所属が進捗状況と取り組みを共有することで施策の連携が図れた。	-	-	-	
5-2	116	生活支援課	生活困窮者自立支援府内連携会議	生活困窮者の自立支援のための施策を横断的取組によって総合的に推進するため、府内関係各課の連携を図る。	生活困窮者	年1回開催する。	令和6年7月4日開催 連携会議委員 18名	B	府内連携会議を開催し、府内各課の連携を図った。	-	-	-	-
5-2	117	商工労働課雇用促進室	若者自立支援ネットワーク会議	関係機関により若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携や、ながの若者サポートステーションの運営支援を行う。	支援を必要とする若者	若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携のため、関係機関による若者自立支援ネットワーク会議を開催する。	R6年7月若者自立支援ネットワーク会議開催	B	計画どおりに会議を開催し、関係機関と情報共有・連携ができた。	-	-	-	
5-2	68 <再掲>	子育て家庭福祉課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、長野県中央児童相談所等の関係機関及び府内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	要保護・要支援児童、特定妊婦	児童虐待防止のため、代表者会議年1回、実務担当者会議年36回、個別ケース検討会の開催を適宜行う	代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 36回 個別ケース検討会議開催回数 543回	B	児童虐待防止を目的として、個別ケース会議を適宜開催し、関係機関との情報共有、対応方針の検討を図ることができた。	-	-	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	判定	判定理由(できるだけ具体的に)	令和6年度決算見込額(千円)	令和7年度予算額(千円)	令和7年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
5-2	129	福祉政策課	【令和6年度新規事業】重層的支援体制整備事業	既存の相談体制や支援体制を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間となる課題に対する包括的な支援体制を構築します。	妊産婦、子ども、保護者	・相談支援包括化推進員の配置 ・複雑化・複合化する課題解決に向けた、重層的支援会議の開催	・相談支援をコーディネートする相談支援包括化推進員を市社協相談支援課に配置し、支援体制を整えた。また、重層的支援会議を定期的に開催し、複雑化・複合化した課題の解決策や役割分担により課題解決に向けて取り組んだ。	B	相談支援をコーディネートする相談支援包括化推進員を市社協相談支援課に配置し、支援体制を整えた。また、重層的支援会議を定期的に開催し、複雑化・複合化した課題の解決策や役割分担により課題解決に向けて取り組んだ。	22,383	31,398	－	
個別施策5-3 制度の周知や市民の意識啓発													
5-3	118	子育て家庭福祉課	長野市子育てガイドブック	市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、冊子やホームページで提供する。	子育て中の保護者	市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、妊娠期や子育て中の保護者、関係機関に配布する。併せて、ホームページで情報提供をする。	子育てガイドブック12,000部作成(配付期間1年)	B	冊子を必要とする市民や関係機関へ幅広く配布することができた。	32	35	配布数の見直しによるペーパーレス化の推進及び電子書籍の導入・活用	
5-3	119	障害福祉課	情報ツリー～支援の必要な子どものガイドブック～	障害のある子どもの福祉にかかる制度やサービスの紹介、特別支援学校や保健所等の情報について、市が設置している協議会「長野市障害ふくしネット」でガイドブックを作成し提供する。	障害児やその家族、関係機関(福祉事業所、学校、医療機関等)	令和6年度長野市障害ふくしネット主催事業予算書より抜粋 情報ツリー作成予定部数 1,750部	1,910部作成	B	福祉以外の団体等への配布により、子育て全般に関わる住民の目に触れたり、より多くの方に見ていただけるよう長野市HPにも掲載した。	217	235	－	
5-3	120	子育て家庭福祉課	ながのわくわく子育てLINE	市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせ、イベント情報などをLINEで提供する。	妊産婦、保護者	子どもの成長に応じたアドバイスや市の情報などをLINEで提供する。主に妊娠届出の面接時に登録を案内する。	登録者数:3,223件 市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせなどをLINEで提供した。	B	妊娠届出の面談時に登録を案内する等により、登録者数が前年度より増加した。子どもの成長に応じてタイムリーな情報発信ができた。	1,964	3,090	－	
5-3	121	保健所健康課	子育て応援アプリ「すくすくなび」	妊娠、出産、子育て等に関する情報収集や、子どもの成長記録、予防接種記録の確認・管理、医療機関の検索などができるアプリで、情報をプッシュ通知で配信する。	子育て中の保護者	週に1回感染症情報の掲載のほか、情報が寄せられればイベントの掲載をする。	令和7年3月末時点 ダウンロード数:11,768件	C	情報が感染症・予防接種に係ることのみとなっているためかダウンロード数が伸びていない。	0	0	－	
5-3	122	子育て家庭福祉課	出前講座・研修	ヤングケアラーへの支援や子どもの貧困について市民一人ひとりの意識醸成や理解の促進、困難を抱える子どもや家庭の気付きや支援へのつなぎを進めるため、市民向けの出前講座や子どもの支援に関わる団体等への研修などで啓発を行う。	市民	「ヤングケアラー支援」や「地域で子どもを見守る取り組み」など市民向けの出前講座を行うことにより、地域全体で支援していく体制づくりのための啓発に取り組む。	13回開催	A	「ヤングケアラー支援」や「地域で子どもを見守る取り組み」など市民向けの出前講座を行うことにより、地域全体で支援していく体制づくりに努めている。	－	－	－	
5-3	109 (再掲)	子育て家庭福祉課	ながの子育て家庭優待パスポート	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布する。	妊婦のいる家庭・18歳未満の子どものいる家庭・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭	長野県内全ての協賛店から、協賛店ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートを配付し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	年度末現在による協賛企業数は1,113店舗で前年度末実績(1,121店舗)と同等であった。	B	協賛企業数前年度比 99.2%	60	61	－	